

様式第9

法第49条第1項(農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項)及び
第50条第1項関係(農地転用の許可)

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	棚塩産業団地整備事業 (第5工区)	棚塩地区	浪江町

図面記号										
C										
1 当事者の住所	当事者の別	氏 名	捺 印	住 所						
	譲受人	浪江町長 吉田 栄光		双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2						
	譲渡人	別紙1のとおり								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合		土地利用区分		
			登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法	
						別紙2のとおり				
	計	446㎡ (畑 446 ㎡)								
3 権利を設定し又 は移転しようとする 契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権 利 の 存続期間		そ の 他			
	所有権	移転	復興整備計画 公 表 後		永年					
4 転用することによ って生ずる付近 の農地作物等の 被害の防除施設 の概要	○当該事業区域の農地は、棚塩地区等の用水・排水路の末端に位置しており、上流からの用排水は、事業区域内に新たに整備する排水路に接続し、事業区域内の排水と合わせて海岸へ直接放流されるため、周辺農地への影響はない。 ○事業区域外の既存の農道は、事業区域の整備後も区域内道路と接続することとしており、既存農地へのアクセス性は確保されるため、周辺農地への影響はない。 ○既存農地と隣接する西側緑地は、新たに高木の樹種を植林しないこととしており、日照に係る周辺農地への影響はない。 ○団地造成及び建築物等の整備に関しては、関係法令や各種規制等を遵守するとともに、周辺農地への影響が無いよう関係機関と十分に協議等を行い、適正な措置が施されるよう関係事業者へ指導する。									